

## 第4章

### プランの推進に向けて



## 第4章 プランの推進に向けて

### 1 庁内の推進体制の充実

全庁的な取り組みにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「北茨城市男女共同参画推進本部」を中心に、組織強化と機能充実を図り、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるよう推進します。

### 2 北茨城市男女共同参画推進会議との連携

男女共同参画社会に向けた取り組みを進めるためには、市民の声を聴き、市民の現状やニーズを反映した施策を展開することが重要です。学識経験者、関係団体からの推薦による委員や公募委員で構成する「北茨城市男女共同参画プラン推進会議」の意見を十分尊重し、提案を施策に取り入れつつ、連携を図りながら男女共同参画社会の実現を目指します。

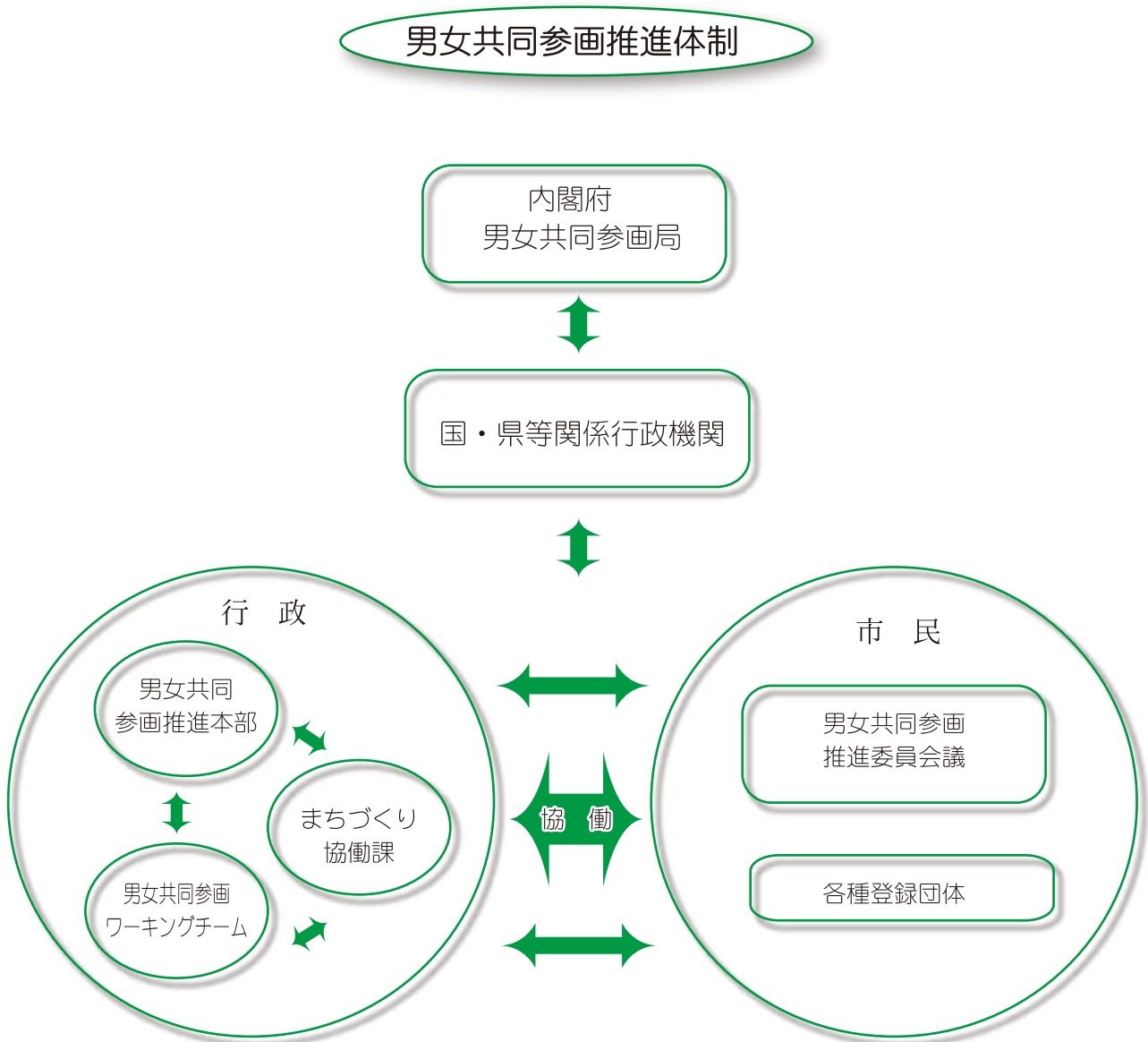
### 3 男女共同参画に関する情報の提供

市民・事業者の男女共同参画への理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、広報紙やホームページ等を活用し、計画内容の周知や男女共同参画に関する各種情報の提供を行います。



#### 4 市民との協働による推進

計画の推進にあたっては、市民と行政が協働して取り組むことができるよう推進体制の充実を図るとともに、市民が主体的に取り組みを推進できるよう活動拠点づくりに努めます。





## 5 計画の進行管理・評価・見直し

男女共同参画推進会議で、本計画の取り組みについて定期的に進ちよく状況や達成状況を点検・評価するなど、適切な進行管理を行います。

また、本計画の基本理念や男女共同参画社会基本法に基づき施策が展開されているか、本市の地域特性に合わせて施策が展開されているかなどを念頭に置きながら、計画を評価し、必要に応じて計画を見直していきます。

## 6 関係機関との連携

本市だけでは解決できない問題への対応などを考え、国、県、近隣市町村との連携を図ります。

また、行政だけでは解決できない問題への対応などを考え、関係機関、市民団体や民間企業との連携を図ります。

